

定款

合同会社・社員複数

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、合同会社〇〇〇〇と称する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（1）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（2）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（3）前各号に附帯関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を〇〇県〇〇市に置く。

第4条（公告方法）

当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社員及び出資

第5条（社員の責任）

当会社の社員は、全員を有限責任社員とする。

第6条（社員の氏名、住所、出資の目的及びその価額）

社員の氏名及び住所並びに出資の目的及びその価額は、次のとおりである。

〇〇〇〇 金 円

〇〇〇〇 金 円

第7条（持分の譲渡）

社員は、他の社員の全員の承諾がなければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。ただし、業務を執行しない社員は、業務執行社員の全員の承諾があるときは、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。

第8条（社員の加入及び定款の変更）

当会社の定款の変更及び新たに社員を加入させることは、総社員の同意によって行う。

第9条（任意退社）

社員は、事業年度の終了の時に於いて退社をすることができる。この場合においては、各社員は、6か月前までに当会社へ退社の予告をしなければならない。

第10条（持分の払戻し）

退社した社員に対する持分の払戻しは、退社の時における当会社の財産の状況に従ってする。

第3章 業務の執行及び会社の代表

第11条（業務執行社員）

当会社の業務は、社員〇〇 〇〇及び社員〇〇 〇〇が執行する。

2 当会社の業務は、業務執行社員の過半数をもって決定する。ただし、日常の業務については、各業務執行社員が単独で行うことができる。

第12条（代表社員）

当会社の代表社員は、〇〇 〇〇とする。代表社員は、当会社を代表する。

第13条（競業及び利益相反取引の制限）

業務執行社員は、当会社の事業の部類に属する取引をし、又は自己若しくは第三者のために当会社と取引をしようとするときは、当該取引について他の社員の全員（利益相反取引にあっては当該社員以外の社員の過半数）の承認を受けなければならない。

第14条（報酬）

業務執行社員の報酬は、総社員の同意によって定める。

第4章 計算

第15条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年〇月1日から翌年〇月末日までの年1期とする。

第16条（損益の分配）

各事業年度の損益は、社員の出資の価額に応じて各社員に分配する。

第17条（利益の配当）

利益の配当は、総社員の同意によって定める時期及び方法により、社員の出資の価額に応じて行う。

第5章 附則

第18条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から 年 月末日までとする。

第19条（設立時の資本金の額）

当会社の設立時の資本金の額は、金 円とする。

第20条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、合同会社〇〇〇〇を設立するため、社員〇〇 〇〇がこの定款を作成し、次に記名押印する。

年 月 日

社員

住所

氏名

印

社員

住所

氏名

印

※ 業務執行社員を定款で定めた場合、他の社員は業務執行権を持ちません（会社法590条・591条）。定款の変更と社員の加入は、原則として総社員の同意が必要です（会社法637条・604条2項）。退社の予告期間や損益分配の割合は定款で別に定められるため、実際の運営に合わせて決めてください。